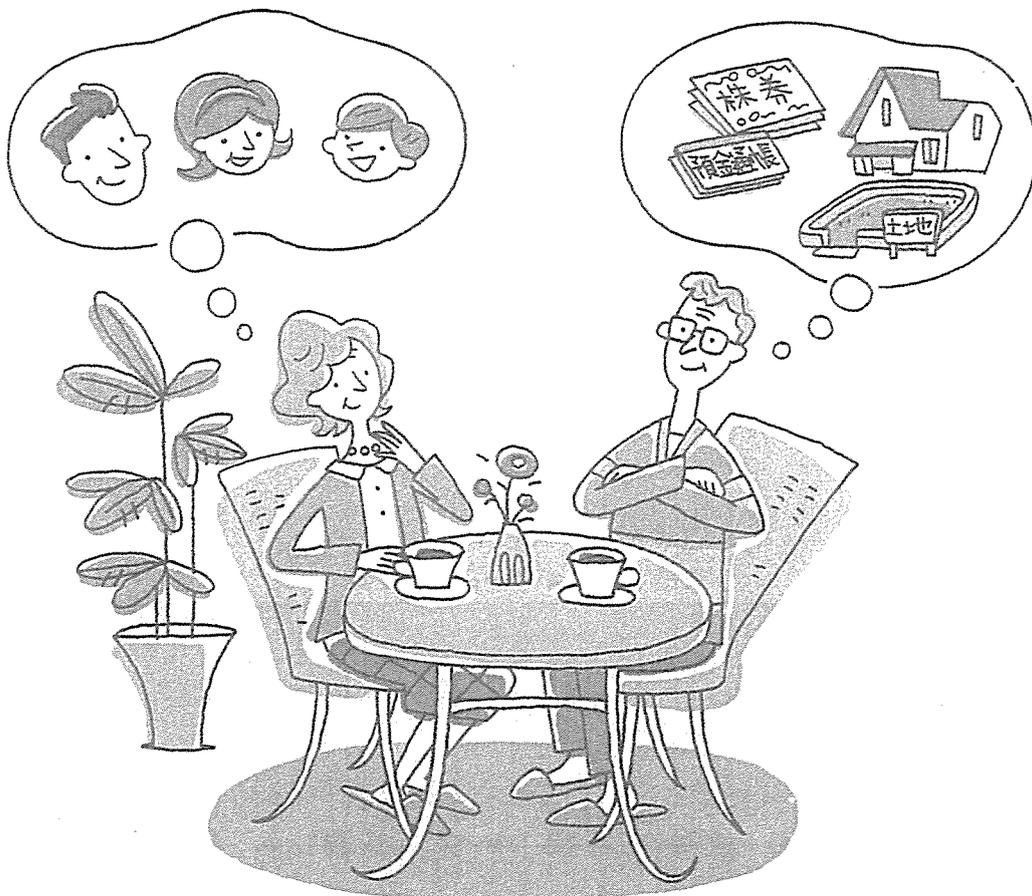


## 今知っておきたい 贈与税



金城満珠男税理士事務所

所長 金城 満珠男

沖縄県浦添市字宮城 3 丁目 2 番 8 号

電話 (098) 870-1234 FAX (098) 875-1213

E-mail: kinjou-masuo@tkcnf.or.jp

# はじめに

この冊子をお読みくださっている方の中には、あまり税金を意識せずに財産を親族等に贈与し、後になって贈与税がかかることを知って慌てた経験をお持ちの方もおられるのではないのでしょうか。

近年、定年を迎えた団塊世代などを含めて比較的高額な財産を持っている人が増えており、将来の相続を考えて、少しずつ生前贈与をしておきたいという方も多くなっています。

本冊子は、平成26年度税制改正の内容を踏まえつつ、多く起こっている事例のなかから、相続時精算課税の活用、親族間における住宅や金銭の贈与などを中心に図やイラストを用いてわかりやすく解説しています。

## 目次

### I

#### なぜ今、生前贈与が注目されるのか？

Q 1: 平成27年の相続税・贈与税改正で生前贈与の検討がますます重要に！…… 1

### II

#### 贈与税はどんなときにかかるの？

Q 2: 贈与税ってどんな税金？…… 5

Q 3: 贈与税の計算方法は？…… 6

Q 4: 相続時精算課税を適用したときは？…… 8

### III

#### こんなとき、贈与税はどうなる？

Q 5: 妻に住宅を贈与するときは？…… 10

Q 6: 夫婦共同で住宅を買ったときは？…… 11

Q 7: 子供に住宅購入資金を贈与するときは？…… 12

Q 8: 子・孫に教育資金を一括して贈与したいときは？…… 15

Q 9: 自社株を贈与したいときは？…… 16

Q 10: 非上場株式の贈与税の納税猶予制度とは？…… 17

Q 11: 預貯金を子や孫の財産にしたいときは？…… 19

Q 12: 親からお金を借りたときは？…… 20

Q 13: 著しく低い価額で財産を譲ってもらったときは？…… 21

Q 14: 海外にある財産を贈与するときは？…… 22

Q 15: 農地を贈与するときは？…… 23

# I

## なぜ今、生前贈与が注目されるのか？

平成27年の相続税・贈与税改正で生前贈与の検討がますます重要に！

Q

1 平成27年1月から相続税が改正されて、課税される人が増えると聞きました。それに伴い、新聞等では生前贈与の対策を紹介している記事もあつたりしますが、具体的にどのような改正内容なのでしょう？

A

1 平成27年1月以後に開始する相続から相続税の基礎控除が4割削減されます。課税対象の拡大に伴い、生前贈与で相続財産を減らしていく対策を検討する必要性が高まっていると思われます。

### 平成27年1月1日以後の相続税・贈与税改正の主な内容

(贈与税の改正) 税率構造が見直し ～親等からの贈与など一部が減税！～

20歳以上の者が直系尊属(親・祖父母等)から贈与を受けた財産の贈与税率と、それ以外の贈与を受けた財産の贈与税率が区分されました。

これからは、  
生前贈与が  
重要！



■贈与税速算表(色のついた部分が変更箇所)

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後	
		一般贈与	20歳以上の者への直系尊属からの贈与
200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 300万円以下	15% - 10万円	15% - 10万円	15% - 10万円
300万円超 400万円以下	20% - 25万円	20% - 25万円	20% - 30万円
400万円超 600万円以下	30% - 65万円	30% - 65万円	30% - 90万円
600万円超 1,000万円以下	40% - 125万円	40% - 125万円	40% - 190万円
1,000万円超 1,500万円以下	50% - 225万円	45% - 175万円	45% - 265万円
1,500万円超 3,000万円以下		50% - 250万円	50% - 415万円
3,000万円超 4,500万円以下		55% - 400万円	55% - 640万円
4,500万円超			

(相続税の改正) 基礎控除が4割削減 ～課税対象者が拡大！～

相続税は、正味の遺産額から「基礎控除額」を差し引いた残額に課税されます。この「基礎控除額」が4割削減されます。

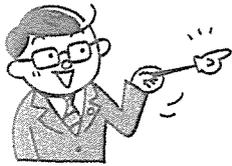
改正前 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

改正後 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

4割  
削減!



次ページをご覧ください



## 生前贈与で相続・贈与の合計納税額が少なくなるケースも！

生前贈与を効果的に行うことで贈与税・相続税の合計額が、相続税のみ納付する場合よりも少なくなるケースがあります。下記を見てみましょう。

### ケース：生前贈与を行った場合と行わなかった場合の比較

- ①相続人 子供2人
  - ②相続財産 不動産（土地2か所・各2,500万円）5,000万円、預金5,000万円
- ※葬式費用200万円（子供2人で折半）、その他債務等の控除はない。  
 ※相続は法定相続分。

（単位：万円）

	生前贈与を行った場合	生前贈与を行わなかった場合
贈与税額	180	0
相続税額	160	740
合計納付金額	340	740

※暦年贈与で10年にわたり200万円ずつ贈与、相続開始前（死亡前）3年以内に贈与は行っていない。

#### 【ご注意】

ここでは、わかりやすくするために、簡略化して計算しています。正確な試算をする場合は、会計事務所等の専門家の助言のもとで行ってください。



## まず最初に自分の財産を把握しましょう

実際に自分がどのくらいの財産を持っているか、現状を把握してみましょう。



### 1. 土地



種類（自用・貸付用）	所在地	金額（面積×路線価） ※貸付用は減額あり。
/		
/		

（注）路線価方式で正確な算出をする場合は、路線価を各種補正率で補正する必要があります。

### 2. 建物



種類（自用・貸付用）	所在地	金額（固定資産税評価額） ※貸付用は減額あり。
/		
/		

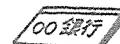
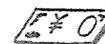
3 株式・公社債・投資信託等



日経平均...  
ToPIX...

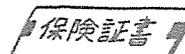
金融機関名と銘柄等	数量 (株・口)	金額

4 現金・預貯金



預入先 (支店名含む)	金額

5 死亡保険金・死亡退職金



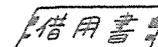
保険会社又は支払会社等	金額

6 その他の財産 (自家用車等)



財産の名称	金額

7 債務 (借入金等)



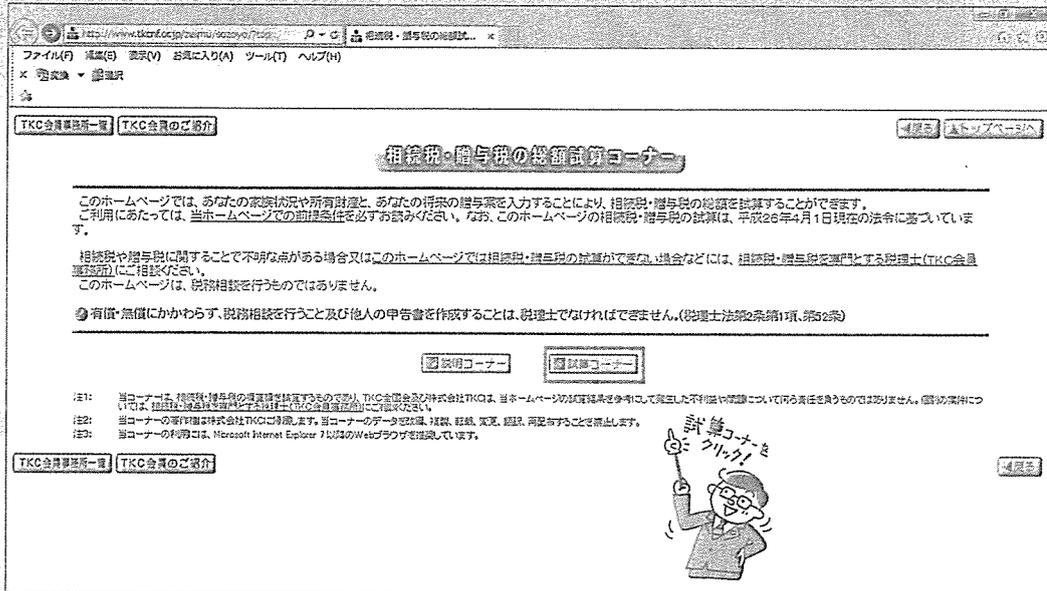
借入先など債権者の住所 (所在) と氏名 (名称)	金額



次ページで税額試算のご案内

前ページで記入した財産目録をもとに、  
税額の試算をしてみましょう！

TKCグループホームページ (http://www.tkc.jp/) には、「相続税・贈与税の総額試算コーナー」が設けられています。ここでは、家族状況や所有財産と、将来の贈与案を入力することにより、相続税・贈与税の総額を試算することができます。興味のある方は、当ホームページにて試算を行ってみましょう。



さらに詳細な税額計算や生前贈与対策等については、  
TKC会計事務所にご相談ください。



# II

## 贈与税はどんなときにかかるの？

### 贈与税ってどんな税金？

**Q 2** 妻や子供に財産を譲りたいのですが、贈与税がかかると聞きました。贈与税とはどのような税金ですか。

**A 2** 贈与税は、個人から金銭などの財産をもらったときに、もらった人（受贈者）が納める税金です。

贈与は、当事者の一方が、自己の財産を無償で相手方に与えること意思表示をして、相手方がこれを承諾することによって成立するものです。財産を譲り受けた人に贈与税の納税義務が生じます。

贈与税は、財産の相続時にかかる相続税と比べて、基礎控除額や税率面での負担が重くなっています（下表参照）。

### ■基礎控除額と税率の比較（平成27年1月1日以後）

	贈与税	相続税
基礎控除額	贈与を受けた人について 1年につき110万円	遺産総額について 3,000万円＋(600万円×法定相続人数)
税率	〈一般贈与財産〉 200万円以下……10%（最低） 3,000万円超*……55%（最高） *20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産については4,500万円超	1,000万円以下……10%（最低） 6億円超……55%（最高）

### ●生前の贈与にはあまりメリットがないの？

暦年課税の基礎控除額や相続時精算課税などを上手に利用することによって、税額の軽減が期待できる場合があります。

また、相続時にありがちな親族間の遺産を巡る争いを未然に防止できるといった大きなメリットもあります。



生前贈与を上手に利用すれば“税額軽減”や“争族の防止”が期待できる

贈与税の計算方法は？

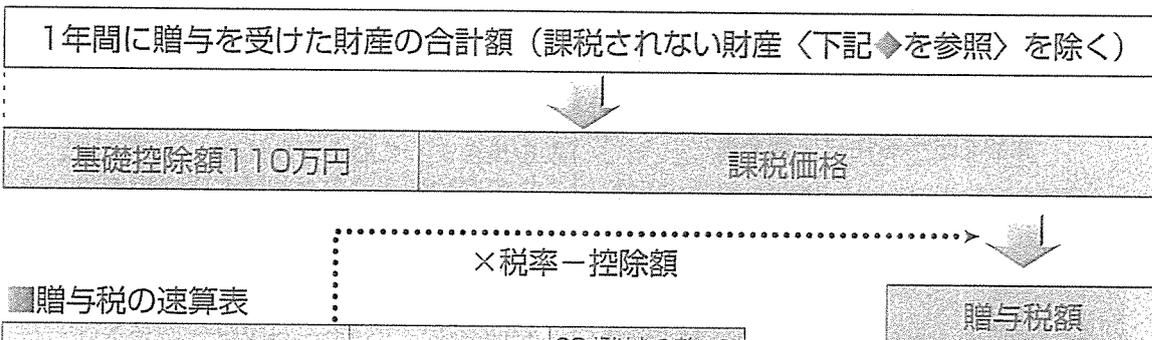
**Q 3** 贈与税はどのように計算されるのですか。

**A 3** 贈与税には、1年間に贈与を受けた財産に課税される「暦年課税」と一定の要件のもとで選択できる「相続時精算課税」があります。

① 暦年課税

「1年間に贈与を受けた財産の合計額」から「基礎控除額」を差し引いた後の金額に、その金額に対応した「税率」を掛け、さらにそこから一定の「控除額」を差し引いて税額を計算します。

$$\left( \text{1年間に贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額} \right) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$$



■ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	一般贈与	20歳以上の者への直系尊属からの贈与
200万円以下	10%	10%
200万円超 300万円以下	15% - 10万円	15% - 10万円
300万円超 400万円以下	20% - 25万円	
400万円超 600万円以下	30% - 65万円	20% - 30万円
600万円超 1000万円以下	40% - 125万円	30% - 90万円
1,000万円超 1,500万円以下	45% - 175万円	40% - 190万円
1,500万円超 3,000万円以下	50% - 250万円	45% - 265万円
3,000万円超 4,500万円以下	55% - 400万円	50% - 415万円
4,500万円超		55% - 640万円

(例) 500万円の贈与を受けたときの贈与税額

① 一般贈与の場合  
 $(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円}$

② 20歳以上の者への直系尊属からの贈与の場合  
 $(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円} = 48.5\text{万円}$

(平成27年1月1日以後)

【申告・納付時期】

贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日の間に申告・納税します。

◆ 課税されない財産の一例

- ・ 扶養義務者相互間で、通常必要と認められる生活費・教育費
- ・ 宗教、慈善、学術などの公益事業を行う人が贈与によって取得した公益事業用財産
- ・ 社会通念上相当と認められる慶弔費用
- ・ 相続があった年に被相続人から贈与を受けた財産（相続税がかかります）

## ② 相続時精算課税

### 【相続時精算課税を選択できるとき】

- ・ 贈与者（贈与した人）……………60歳以上の父母または祖父母
- ・ 受贈者（贈与を受けた人）……………20歳以上の推定相続人または20歳以上の孫

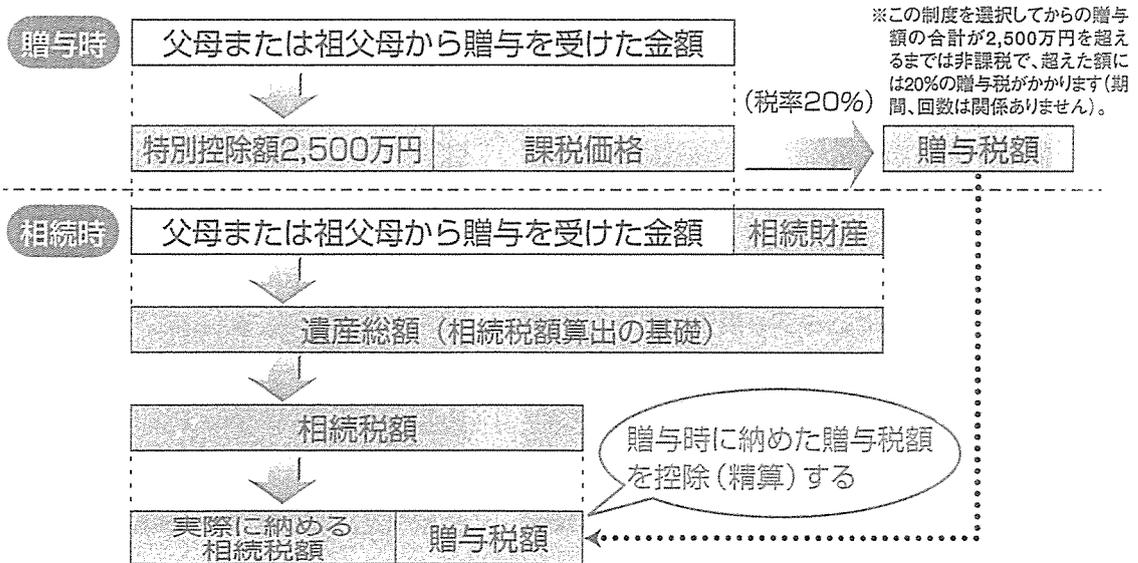
※年齢は贈与した年の1月1日現在のもの

※住宅取得等資金の贈与については、平成26年12月31日まで親の年齢に制限がありません。

### 【計算のしくみ】

贈与を受けたときに、贈与財産に対する低率の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときに、相続財産にその贈与財産（贈与時の価額）を加えて相続税額を計算し、すでに支払った贈与税額を控除します。

- 2,500万円までの特別控除額（非課税）があります。
- 税率は一律20%です（特別控除額を超えた部分に対して課税）。
- 贈与者ごとに選択が必要です（選択しない場合は暦年課税）。
- 最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、贈与税の申告書と「相続時精算課税選択届出書」等を併せて提出します。
- 一度選択すると相続時まで継続され、暦年課税には戻れません。



### ■（ご参考）相続時精算課税のメリット

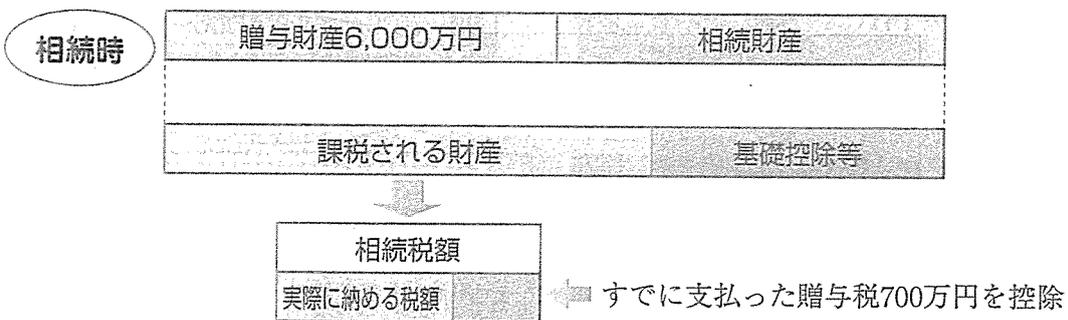
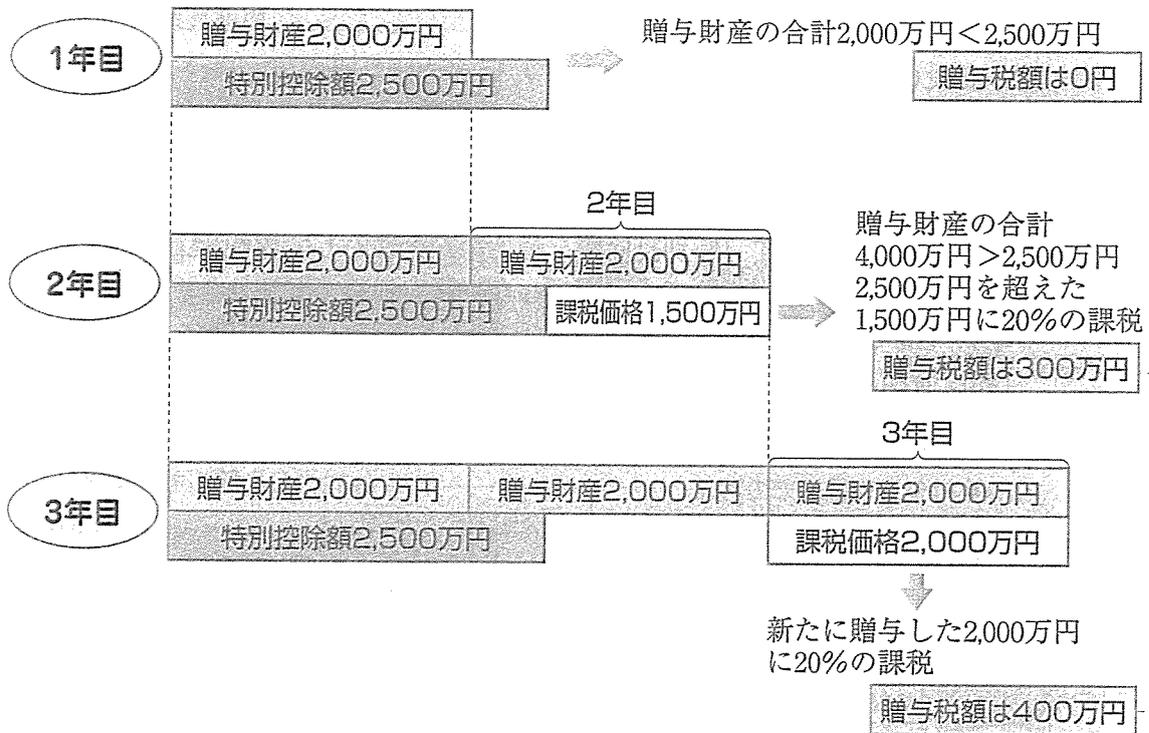
- 1 相続税がかかるほど親が財産を持っていない場合は、メリットがないのですか。  
 ⇒相続時精算課税は、相続税が将来かからないと見込まれる親子間の贈与にもメリットがある制度です。暦年課税制度の下では、相続財産の価額が相続税の基礎控除以下のため相続税額が算出されないケースであっても、生前贈与で資産を移転すると贈与税の負担が生じていました。相続時精算課税の下では、上記のケースで、特別控除額2,500万円以内の生前贈与については贈与時、相続時を通じて税額ゼロとなります（贈与税の負担をゼロとするためには、贈与税の期限内申告が必要です）。また、上記のケースで、特別控除額2,500万円を超える生前贈与では、超過額に対し一律20%の税率で贈与税がかかりますが、相続時には申告をすることにより、先に納付した贈与税額が全額還付されます。
- 2 相続時に精算されるのなら、納付する相続税及び贈与税を併せた税金の額は同じですから、将来、相続税がかかる人にはメリットがないのではないですか。  
 ⇒相続時精算課税は、生前贈与を行いやすくなるというメリットがあります。相続時精算課税の適用により、相続を待たずとも生前贈与により贈与税の負担をすることなく、資産を子に渡したい時に渡せるようになることがメリットです。なお、相続時の精算では贈与財産は贈与時の価額で相続財産に合算されることになります。

（出典：国税庁HP）

相続時精算課税を適用したときは？

**Q 4** 相続時精算課税を利用して、息子に毎年2,000万円ずつ3年にわたって贈与しようと考えています。贈与税はいくらになりますか。

**A 4** 1年目は、2,500万円（特別控除額）以下であるため贈与税はかかりませんが、2年目以降は、贈与財産の合計が2,500万円を超えるため、超えた分に20%の贈与税がかかります。贈与税は3年間で合計700万円になります。



◆納付は、金銭のみの一括払いが原則

贈与税の納付は、原則的に定められた期間内に金銭で一時に納めなければならない、物納（金銭の代わりに物で税金などを納めること）は認められていません。

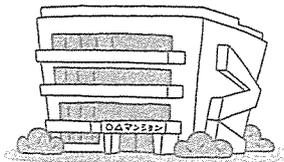
ただし、金銭で一時に納付することが困難とする事情がある場合には、納付の特例として一定の要件のもとに延納（5年以内の年賦により納税すること）が認められています。

# Ⅲ

## こんなとき、贈与税はどうなる？

●こんなときは、贈与税に注意！

### 1. 住宅にかかわる贈与



妻に住宅を贈与する

Q5

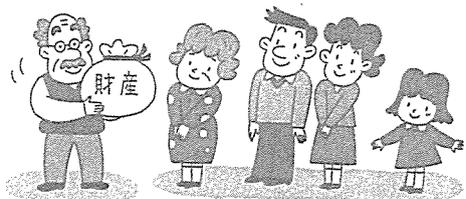
夫婦共同でマイホームを購入する

Q6

子に住宅購入資金を援助する

Q7

### 2. 家族や後継者への生前贈与



教育資金を一括して贈与したい

Q8

後継者へ自社株を贈与したい

Q9

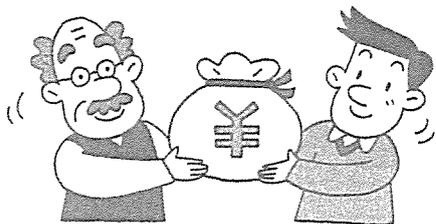
贈与税の納税猶予制度について知りたい

Q10

預貯金を子や孫の財産にしたい

Q11

### 3. 親子間での借入れや財産の譲渡



親からお金を借りた

Q12

非常に安く財産を譲ってもらった

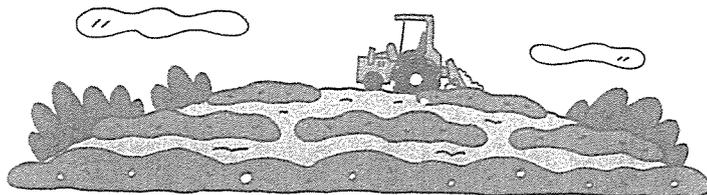
Q13

### 4. 海外にある財産の贈与



Q14

### 5. 農地の贈与



Q15

## 住宅にかかわる贈与 妻に住宅を贈与するときは？

**Q 5** 生前に妻にマイホームを譲っておきたいのですが、夫婦間でも贈与税がかかるのですか。

**A 5** 夫婦間でも贈与税はかかります。ただし、自宅（住宅購入資金を含む）であれば、最高2,000万円までの控除を受けられる場合があります（基礎控除額と合わせると2,110万円までは贈与税がかからないことになります）。

### ●配偶者控除を受けるには？

- ①婚姻期間が20年以上であること
- ②贈与した財産が、配偶者が住むための住宅（国内居住用不動産）であること  
または、配偶者が住むための住宅を取得するための金銭であること
- ③贈与した年の翌年3月15日までに、その住宅に、配偶者が実際に住み、その後も引き続き住む見込みであること

※同じ配偶者との間では、一生に一度しか配偶者控除は受けられません。

※贈与後3年以内に贈与者が死亡しても、配偶者控除分2,000万円は、相続税の生前贈与加算の対象とはなりません。



### ◆離婚して財産をもらったとき

離婚して、財産分与で相手方から財産をもらった場合は、通常、贈与税はかかりません。

#### ①贈与税がかかる場合

- ・分与された財産の額が、婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他一切の事情を考慮しても、なお多すぎる場合には、その多すぎる部分に課税されます。
- ・贈与税や相続税を免れることを意図した離婚と認められるとき

#### ②離婚して不動産で財産分与をする場合

土地、家屋などの不動産で財産分与をしたときには、分与した人に譲渡所得の課税が行われます。

住宅にかかわる贈与 夫婦共同で住宅を買ったときは？

**Q 6** 夫婦で資金を出し合ってマイホームを購入したところ、贈与税がかかるといわれました。贈与したつもりはないのに、なぜなのでしょう。

**A 6** 夫婦共同で購入する場合、実際の購入資金の負担割合と所有権登記の持分割合が異なっていると、贈与税がかかってしまうことがあります。

事例

総額4,000万円の住宅を夫婦で購入する際の資金負担が、夫3,000万円、妻1,000万円のと

ケース1：所有権登記の持分割合を夫と妻それぞれ2分の1ずつとすると……

	購入資金の負担	所有権登記の持分
夫	3,000万円	2,000万円 ( $\frac{1}{2}$ )
妻	1,000万円	2,000万円 ( $\frac{1}{2}$ )

1,000万円の贈与となる → 贈与税がかかる

妻の所有権は登記持分の2分の1ですから、4,000万円の2分の1の2,000万円となります。しかし、購入資金は1,000万円しか負担していないため、差額の1,000万円については夫から妻へ贈与があったこととなります。

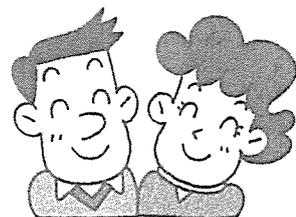


ケース2：所有権登記の持分割合を購入資金の負担割合と同じにすれば……

	購入資金の負担	所有権登記の持分
夫	3,000万円	3,000万円 ( $\frac{3}{4}$ )
妻	1,000万円	1,000万円 ( $\frac{1}{4}$ )

贈与税はかからない

夫婦の資金の負担割合に応じた所有権登記の持分割合にすると、贈与税はかかりません。



## 住宅にかかわる贈与 子供に住宅購入資金を贈与するときは？

**Q 7** 息子がマイホームを購入するので、資金を援助しようと思います。贈与税はかかりますか。

**A 7** 平成26年12月31日までは、一定の金額が非課税となっています。また、相続時精算課税を選択すれば、2,500万円の特別控除を受けることができます（超えた分には税率20%）。この場合、住宅取得等資金の贈与については、平成26年12月31日までは親の年齢制限がありません。

### ●直系尊属からの住宅取得等資金の贈与は最大1,000万円まで非課税

平成26年12月31日までは、下表の非課税特例があります。この特例は暦年課税、相続時精算課税のどちらであっても適用が受けられます。父母はもちろん、祖父母、曾祖父母といった直系尊属からの住宅取得等資金贈与がすべて対象となります。

#### ■「住宅取得等資金贈与の非課税特例」の概要

期間	平成24年1月1日から平成26年12月31日まで
贈与する人	贈与される人の直系尊属（父母・祖父母等）
贈与される人	・贈与を受けた年の1月1日において20歳以上 ・贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者 等
対象となる資金	新築、取得又は増改築の対価に充てるための資金
非課税対象額	平成26年については500万円（1,000万円）まで （東日本大震災により住宅用家屋が滅失した者及び原発警戒区域内に住宅用家屋が所在する者は平成26年については1,000万円（1,500万円）） ※カッコ内は省エネ・耐震性住宅の場合の非課税限度額
適用手続き	贈与税の期限内申告書に特例の適用を受けようとする旨を記載し、計算の明細その他財務省令で定める書類を添付する
その他	暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用が受けられる

### ●相続時精算課税の特例もあります

もう一つ、住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例として、相続時精算課税の住宅取得等資金贈与の特例があります。これは平成26年12月31日まで、住宅取得等資金の贈与については親の年齢制限がなく、相続時精算課税を選択して、特別控除2,500万円を受けることができるものです。ただし、この特例は父母からの贈与に限られ、祖父母からの贈与は適用外とされます。

※相続時精算課税制度の適用を受けた親からの贈与については、その適用以後は暦年贈与の基礎控除額110万円は適用できませんのでご注意ください。

●相続時精算課税制度と合わせて最大3,500万円まで贈与税がかかりません

今までに相続時精算課税制度の選択をしていない場合は、その制度を選択することで、最大1,000万円の住宅取得等資金贈与の非課税枠と相続時精算課税贈与の2,500万円の特別控除額を合わせて、最大3,500万円まで贈与税がかからずすみす (平成26年の場合)。

●特例を受けるにはどんな住宅や増改築でないとダメ？

〈新築または取得の場合〉

- ①新築または築後20年以内 (一定の耐火建築物である場合は25年以内) の家屋であること
- ②家屋の床面積が50㎡以上\*で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであること 等

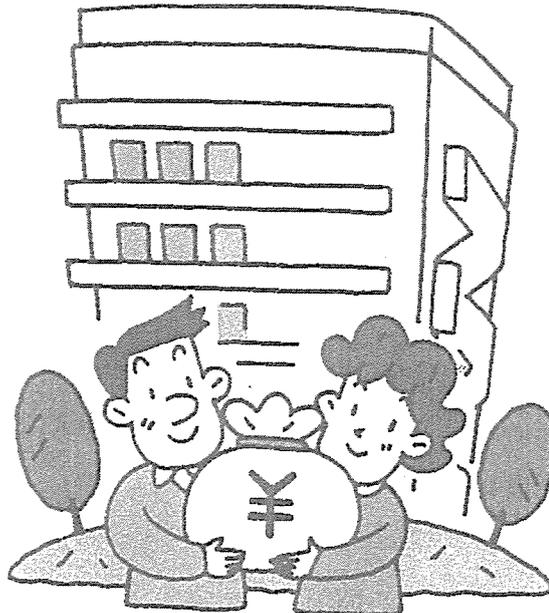
〈増改築の場合〉

- ①増改築の工事費用が100万円以上であること
- ②増改築後の家屋の床面積が50㎡以上\*で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであること 等

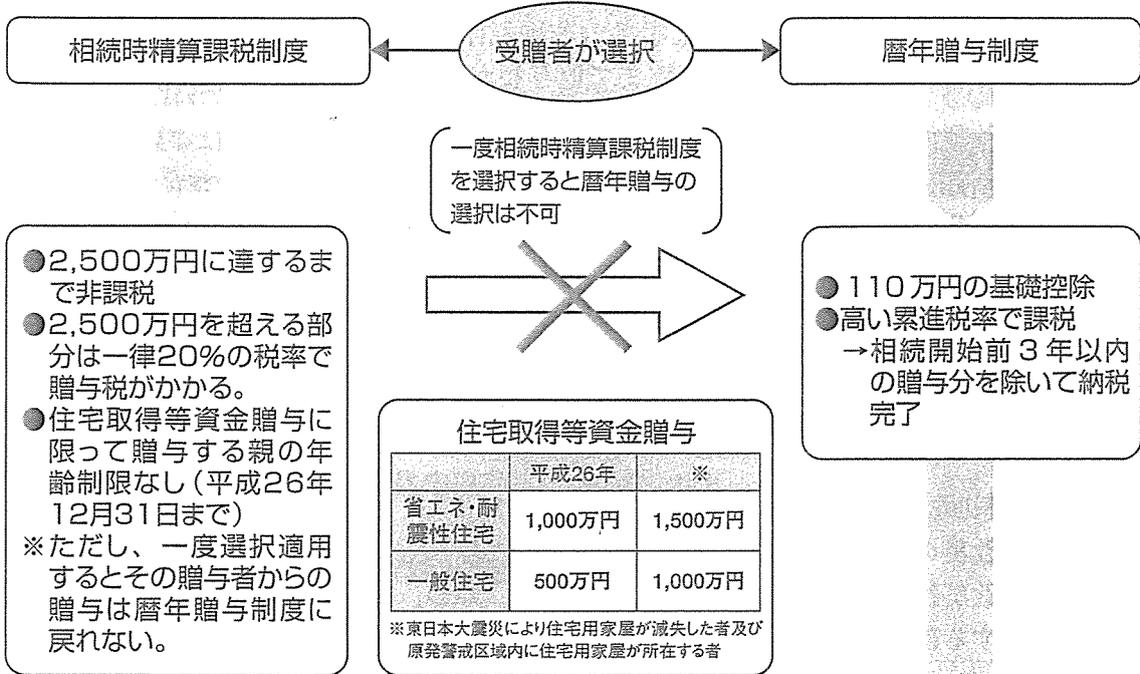
※住宅取得等資金贈与の非課税特例の場合は床面積240㎡以下であること。

●居住の用に供する時期

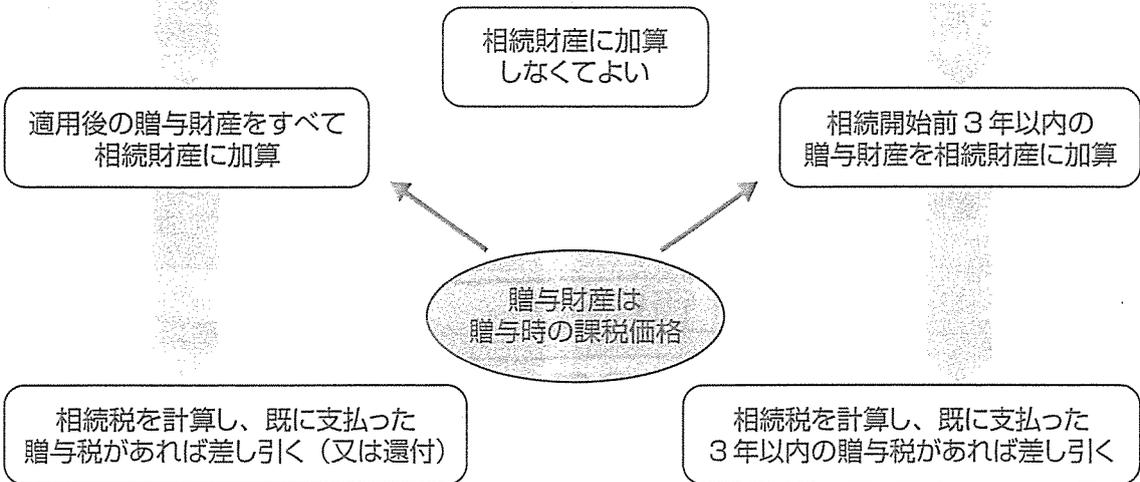
取得した日の属する年の翌年3月15日まで、もしくは同日後、遅滞なく居住の用に供することが確実であるときに適用されます。



## 住宅取得等資金贈与の非課税特例と相続時精算課税制度・暦年贈与制度



## 相続発生!!



納税完了

家族や後継者への生前贈与 子・孫に教育資金を一括して贈与したいときは？

**Q** 8 孫（18歳）が来年大学へ進学するので、学費分の資金贈与をしたいのですが、贈与税は多額になってしまうのでしょうか。

**A** 8 子・孫などへ教育資金を「一括贈与」した場合、一定の要件を満たせば、一人につき1,500万円までは贈与税が課されません。

●教育資金の一括贈与に係る非課税特例の概要

子・孫である受贈者（30歳未満の者に限定）の教育資金に充てるために、父母・祖父母等が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社、銀行等及び金融商品取引業者等）に信託等をした場合には、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち、受贈者1人につき1,500万円（その内、学校等以外の者に支払われる金銭については500万円）までの金額について、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が課されません。

●教育資金の範囲

教育資金とは、次の金銭をいいます。

(1) 学校等 <sup>イ</sup> に対して直接支払われる次のような金銭
① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
(2) 学校等以外 <sup>ロ</sup> に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの
<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

※「学校等」とは

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・外国の教育施設

〔外国にあるもの〕 その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設

〔国内にあるもの〕 インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学

- ・認定こども園又は保育所など

●受贈者が30歳に達した場合は残額に贈与税がかかる

受贈者は、この特例の適用を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出します。

なお、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

家族や後継者への生前贈与 自社株を贈与したいときは？

**Q 9** 事業承継に備えて、後継者に自社株を贈与したいと考えています。どうい  
う点に注意が必要でしょうか。

**A 9** 自社株の贈与には、その評価額に応じた贈与税がかかるため、贈与は後継  
者やその家族に対して、長期間かけて計画的に行いましょう。  
また、自社株をあまり分散させてしまうと、将来、後継者が経営するとき  
の妨げになるおそれもあります。

●まずは自社株の評価からはじめましょう。

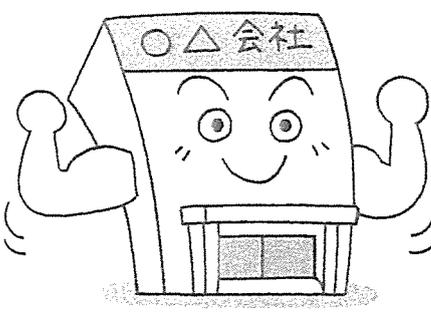
自社株が高く評価されると税負担が大きくなります。まずは自社株の評価からはじめ  
ましょう。贈与は、自社株の評価が下がったときに行うか、評価の引き下げ対策をきち  
んと行ったうえで行いましょう。

※自社株の評価は大変複雑なので、税理士に相談されることをおすすめします。

●自社株の原則的評価方法

- ①類似業種比準価額方式（類似業種の上場株式の配当、利益、純資産価額をもとに計算）
- ②純資産価額方式（相続税評価額で評価した純資産価額をもとに計算）
- ③上記①と②の併用方式

●評価額が高くなる例・低くなる例

評価額が高くなる例	評価額が低くなる例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・好業績が続いている</li> <li>・土地などに含み益がある</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績が悪化した（赤字を計上等）</li> <li>・多額の退職金等を支払った</li> <li>・設備投資等によって借入金が発生・増加した</li> </ul> 

※事業承継における贈与税の負担軽減については、非上場株式の贈与税の納税猶予制度もあります(Q10参照)。

家族や後継者への生前贈与 非上場株式の贈与税の納税猶予制度とは？

**Q 10** 事業承継を考えています。後継者（息子・40歳）に自分の持っている自社株（非上場）を贈与しようと思うのですが、税負担の軽くなる方法がありますか？

**A 10** 非上場株式を後継者に贈与する場合、一定の要件を満たせば、贈与後で発行済議決権株式等の3分の2に達するまでに対応する贈与税の納税猶予が適用されます（後継者がすでに保有している株式は納税猶予の適用対象外）。猶予分の税額は暦年課税で計算されますので、その金額は大きいものになります。

**事例**

発行済議決権株式総数が12万株 評価額3億円  
先代経営者が株式を100%保有しており、そのすべてを暦年課税で贈与した場合

全体の贈与税額（12万株分 1億5,799万5,000円）	
納税猶予税額（8万株分 1億299万5,000円）	納付税額（4万株分 5,500万円）
$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

（全体の贈与税額の計算）

$$(3億円 - 110万円 [基礎控除]) \times \text{税率}55\% - 640万円 [控除額] = 1億5,799万5,000円$$

（納税猶予税額の計算）

$$(2億円 - 110万円 [基礎控除]) \times \text{税率}55\% - 640万円 [控除額] = 1億299万5,000円$$

（納付税額の計算）

$$1億5,799万5,000円 - 1億299万5,000円 = 5,500万円$$

●非上場株式の贈与税の納税猶予を受けるための注意点

①納税猶予の対象となる会社の注意点

認定贈与承継会社（経済産業大臣の認定を受けた非上場会社で一定の要件を満たす会社、以下「会社」）である必要があります。

※要件については大変複雑なので、税理士に相談されることをおすすめします。

②株式についての注意点

・後継者の保有する株式と合わせて発行済議決権株式総数の3分の2に達するまで、先代経営者は一括贈与する必要があります。

※先代経営者の保有株式と後継者がすでに保有する株式の合計が発行済議決権株式総数の3分の2未満の場合は先代経営者の保有株式のすべてを贈与する必要があります。

・2/3を超える部分については

「贈与しない」「相続時精算課税」「暦年課税」の3通りが考えられます。

### ③先代経営者についての注意点

会社の代表者であった者で、贈与時において代表権を有していないこと、先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の保有かつ同族内で筆頭株主であったこと等の要件を満たす必要があります。

### ④後継者（経営承継受贈者）についての注意点

役員就任後3年以上経過し、20歳以上であること。贈与時に会社の代表権を有し、後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の保有かつ同族内で筆頭株主であること等の要件を満たす必要があります。

## ●納税猶予が決まったら

納税猶予適用後5年間（経営贈与承継期間）は毎年1回

- ・ 地方経済産業局に「報告書」
- ・ 税務署長に「継続届出書」（5年経過後は3年ごと）

を提出する必要があります。

## ●納税猶予期間中に注意すること

先代経営者が死亡するまで、長期にわたって適用要件を維持しなければなりません。維持できない場合は猶予取消しとなり、猶予税額の全額と利子税を一括で納付しなければなりません。

## ●贈与税が免除になる場合

後継者が、先代経営者もしくは後継者本人の死亡の時まで株式を保有し続けた場合は、贈与税の猶予税額は免除されます。その際は相続税が課税され、その分の納税猶予の適用が可能となります（相続税の納税猶予についての詳細は、「Q&A今知っておきたい相続税」をご参照ください）。

この他、経営贈与承継期間（5年間）経過後は、会社に破産手続開始の決定や特別清算開始の命令があった場合は全額免除され、保有している非上場株式を一括譲渡した場合は、譲渡対価と譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額が免除されます。

家族や後継者への生前贈与 預貯金を子や孫の財産にしたいときは？

**Q 11** 預金を子や孫の財産にしたいのですが、贈与税がかからない方法はありませんか。

**A 11** 1人につき年間110万円までなら贈与税はかかりません。  
ただし、「確かに贈与を行った」という証拠を残しておかないと、単なる名義預金とみなされ、将来、相続財産として相続税がかかる場合があります。

●年間110万円までは税金がかからない

贈与税は、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産に課税されますが、基礎控除額（110万円）までは、税金がかかりません。

例えば、妻、子、孫の3人に1人110万円ずつ贈与すれば、年間330万円を無税で贈与することができます。

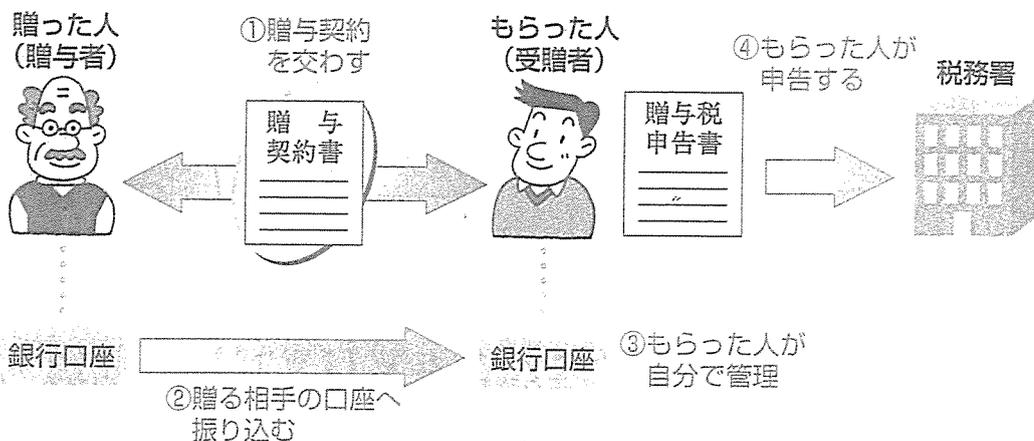
●贈与の事実を明らかにしておくことが大事！

せっかく子や孫のために預金を贈っても、相続時にそれが贈与と認められずに相続税がかかってしまうこともあります。

贈与の事実についてあとで税務署との間でトラブルを生じさせないために、少なくとも以下の手続きを行って、客観的な証拠を残しておくといよいでしょう。

必要な手続き

- ①贈与の際には必ず贈与契約書を作成する。
- ②贈与者の口座から受贈者の口座へ振り込む。
- ③預金は贈与を受けた者が自分で管理する。
- ④年間110万円を超える場合は必ず贈与税の申告を行う。



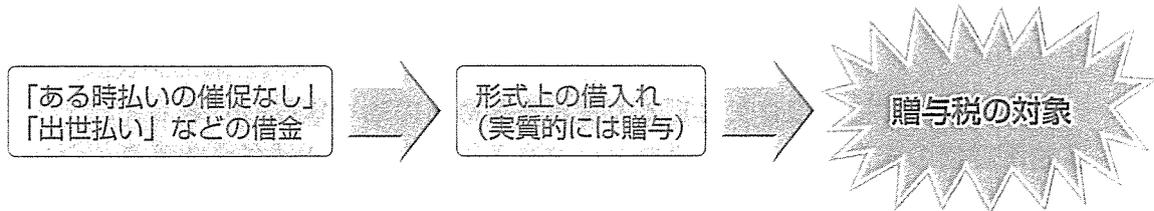
## 親子間での借入れや財産の譲渡 親からお金を借りたときは？

**Q 12** 父から出世払いでお金を借りました。借りただけなので贈与税はかからないと思うのですが。

**A 12** 「出世払い」でお金を借りた場合、贈与とみなされることがあります。

### ●親族間の借金は厳しくチェックされる

親と子、祖父母と孫など親族間での金銭の借入れは、他人間の場合とは異なり、その真偽を厳しくチェックされます。「ある時払いの催促なし」または「出世払い」というような借入れや、実質的に贈与であるにもかかわらず形式上の借入れとしている場合には、借入金そのものが贈与とみなされます。



### ●客観的な証明が必要

親族間の金銭貸借においては借用書などを準備するとともに、次の事項によって客観的に証明できることが必要です。

- ① 本当に借金をしなければならない事情があったのか
- ② 返済能力があり、返済計画（貸付期間、貸付利息、返済方法等の定め）があるのか
- ③ 返済が確実に実行されていて、その事績が預金口座等を通して確認できるか



### ◆無利子の借金には注意！

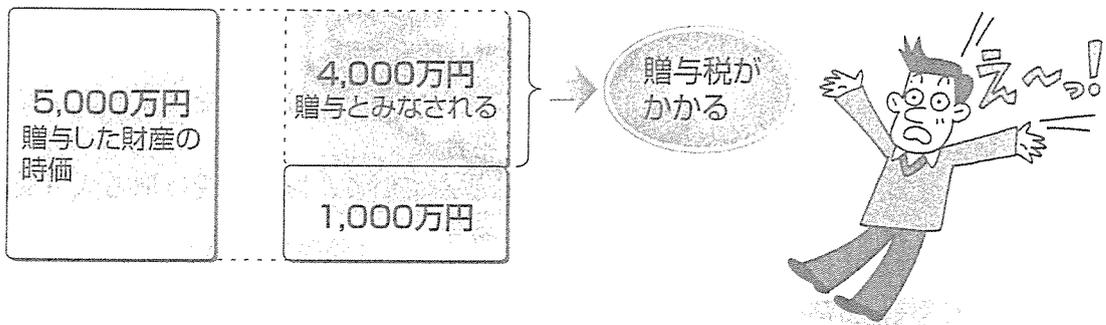
親族間で借金をする場合には、あえて利息を取らずに無利息にすることがよくあります。しかし、このような場合、利息に相当する額を贈与されたものとみなされることがあり、借入金の額によっては、贈与税がかかります。

親子間での借入れや財産の譲渡 著しく低い価額で財産を譲ってもらったときは？

**Q 13** 父が所有する土地（時価5,000万円相当）を1,000万円で譲ってもらったのですが、これは贈与になりますか？

**A 13** 著しく低い価額で財産を譲り受けた場合、その財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、贈与とみなされます。

この場合は5,000万円相当の土地を1,000万円で譲ってもらったわけですから、4,000万円の贈与があったものとみなされます。



● 「著しく低い価額」かどうかは“時価”から判定

財産の種類	時価
土地・借地権・家屋・構築物など	通常の取引価額に相当する金額
それ以外の財産	相続税評価額

※著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合であっても、譲り受けた人が資力を喪失して債務を弁済することが困難であり、その弁済に充てるために扶養義務者から譲り受けたものであるときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与とはみなされないことになっています。

● 「著しく低い価額」となるかは個別の事例で判定

所得税では、時価の2分の1に満たない価額で法人に資産を譲渡すると、「著しく低い価額」での譲渡とみなされますが（所得税法59条）、贈与税の場合はこれに関係なく、個別の事例ごとに判定されます。たとえ時価の2分の1以上の価額で土地を譲渡した場合でも、通常の取引価額との差額については、低額譲渡となり贈与税がかかります。

◆親の土地に子どもが家を建てる時

他人間の土地の貸し借りにおいては、地代や権利金を支払いますが、親子間の場合は金銭等を支払うことは通常ありません。

その際、借地権相当額の贈与を受けたことになるのではないかと疑問が生じますが、地代や権利金などの支払いが生じていない場合は使用貸借ということになり、贈与税はかかりません。

ただし、将来、相続するときには更地として評価されます。

海外にある財産の贈与 海外にある財産を贈与するときは？

**Q 14** 海外にある財産を日本に住んでいる子に贈与すると、贈与税はどうなりますか？

**A 14** 財産を受け取る人が国内に住んでいれば、海外にある財産であっても贈与税がかかります。

※その他のケース

●海外にある財産を、海外で暮らす子に贈与するときは？

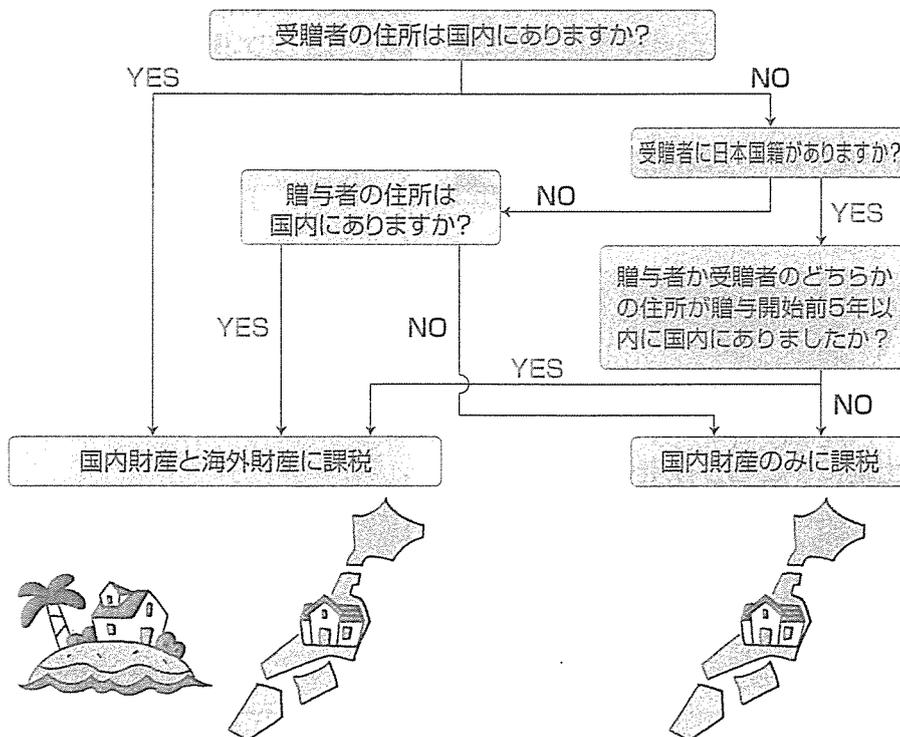
次の場合には、海外にある財産にも課税されます。

- ①財産を贈与する人（贈与者）が日本に住んでいて、財産を受け取る人（受贈者）が海外に住んでいてかつ日本国籍がある場合
- ②財産を贈与する人（贈与者）が日本に住んでいて、財産を受け取る人（受贈者）が海外に住んでいてかつ日本国籍がない場合
- ③財産を贈与する人（贈与者）又は財産を受け取る人（受贈者）のいずれかの住所が贈与前5年以内に日本国内にあった場合

●国内にある財産を、海外で暮らす子に贈与するときは？

国内にある財産であれば、財産を受け取る人（受贈者）の住所が海外にあっても贈与税がかかります。

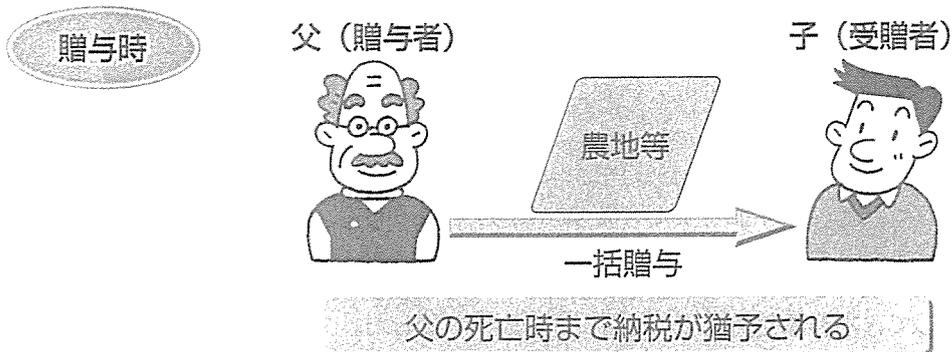
■チャートで確認 ～海外財産に課税されるか～



**農地の贈与** 農地を贈与するときとは？

**Q 15** 農業を営んでいますが、このたび息子に農地を引き継ごうと考えています。広大な土地のため、贈与税が多額になりそうなので、その手当が心配なのですが。

**A 15** 農業を引き継ぐ息子に、農地等を一括贈与した場合、贈与者の死亡時まで納税が猶予されます。ただし、一定の要件があります。

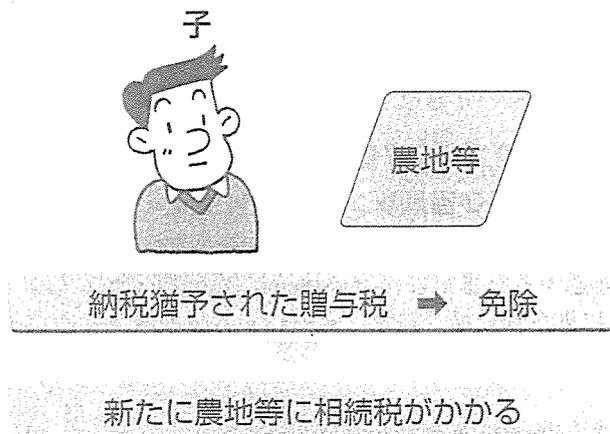


■納税猶予の要件

父（贈与者）	贈与の日までに3年以上農業を営んでいた個人
子（受贈者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上</li> <li>・推定相続人のうちの1人</li> <li>・3年以上農業に従事</li> <li>・贈与を受けた後、速やかに農業経営を開始</li> </ul>
農地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の全部</li> <li>・採草放牧地の3分の2以上</li> <li>・準農地の3分の2以上</li> </ul> <small>※特定市街化区域内の農地等は都市営農農地等に該当するものに限る</small>

父の死亡時

贈与者の死亡時には、納税が猶予されていた贈与税は免除され、あらためて相続税がかかります。



なお、贈与税が免除される前に、農地等を譲渡、転用、あるいは農業経営を廃止したときは、納税が猶予されていた贈与税額の全部、または一部を利子税とともに納めなければなりません。

## 平成26年度税制改正 贈与税の主な改正ポイント

### 1 医療法人の持分に係る贈与税の納税猶予等の創設

認定医療法人の出資者が持分の放棄をしたことにより他の出資者に贈与税が課される場合には、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該放棄により受けた経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、担保の提供を条件に移行計画に記載された移行期限までその納税を猶予し、移行期限までに当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除することとされました。

### 2 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の改正

贈与により住宅取得等資金の取得をした者が、建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限り、）で一定のもの（以下「要耐震改修住宅用家屋」といいます。）を取得した場合において、その要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、贈与の翌年3月15日までに耐震改修によりその要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、その要耐震改修住宅用家屋の取得を既存住宅用家屋の取得と、その要耐震改修住宅用家屋を既存住宅用家屋とそれぞれみなして、本非課税措置等の適用が可能となりました。

### 3 延納に係る担保提供不要基準の見直し

贈与税の延納に係る要担保徴取額の最低限度となる延納税額が100万円以下（改正前：50万円未満）に引き上げられました。

### 4 農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の改正

#### (1) 買換え特例の拡充

農地等を譲渡した場合の買換え特例について、三大都市圏の特定市の特例適用農地等を取用交換等のために譲渡した場合の買換え農地等の対象に、取得時に農地等に該当しないものであっても、譲渡後1年以内に農地等に該当することとなる土地が追加されました。

#### (2) 自己所有農地への付替え特例の創設

三大都市圏の特定市の特例適用農地等を取用交換等のために譲渡した場合において、譲渡後1年以内に、特例適用農地等以外の農地等又は譲渡後1年以内に農地等に該当することとなる土地（その譲渡があった日において納税猶予適用者が有していたものに限り、譲渡をした特例適用農地等に係る相続等の開始前において有していたものを除きます。）で、譲渡時における価額がその譲渡対価の額の全部又は一部に相当するものを譲渡をした特例適用農地等に代わるものとして農業の用に供する見込みであることにつき、税務署長の承認を受けたときは、次のとおりとされました。

- ① その譲渡はなかったものとみなす。
- ② 譲渡後1年を経過する日において、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供されていない場合には、譲渡した特例適用農地等のうち、その農業の用に供されていないものに相当する部分については、その日において譲渡がされたものとみなす。
- ③ 譲渡後1年を経過する日までに、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供された場合には、その農業の用に供された農地等は、特例適用農地等とみなす。

### 5 農地等についての納税猶予等に係る利子税の特例の改正

農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例について、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に特例適用農地等を取用交換等のために譲渡した場合の利子税の額は、零（改正前：2分の1）とされました。

（出典：財務省HP）